

先生各位

検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発第 0330002 号にて検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 平成 19 年 4 月 1 日より適用

《新規収載項目》

検査項目	実施料・判断料区分	医科点数表区分
	注 釈	
抗シトルリン化ペプチド 抗体精密測定	210 点 免疫学的検査 (144 点)	「D014」自己抗体検査 の「15」に準じる
	ア 抗シトルリン化ペプチド抗体精密測定は、区分「D014」自己抗体検査の「15」の IgG 型リウマチ因子精密測定に準じて算定できる。	
	イ 抗シトルリン化ペプチド抗体精密測定は、診察、リウマチ因子測定、画像診断等の結果から、関節リウマチと確定診断できない者に対して診断の補助として検査を行った場合に、原則として 1 回を限度として算定する。ただし、当該検査結果が陰性の場合においては、3 月に 1 回に限り算定できる。なお、当該検査を 2 回以上算定するに当たっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。	
ウ 抗シトルリン化ペプチド抗体精密測定、区分「D014」自己抗体検査の「15」の IgG 型リウマチ因子精密測定、同区分「11」の C ₁ q 結合免疫複合体精密測定、同区分「15」の C ₃ d 結合免疫複合体精密測定、同区分「14」のモノクローナル RF 結合免疫複合体精密測定、同区分「9」の抗ガラクトース欠損 IgG 抗体精密測定及び同区分「9」のマトリックスメタロプロテイナーゼ-3 (MMP-3) 精密測定のうち 2 項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの 1 つに限り算定する。		